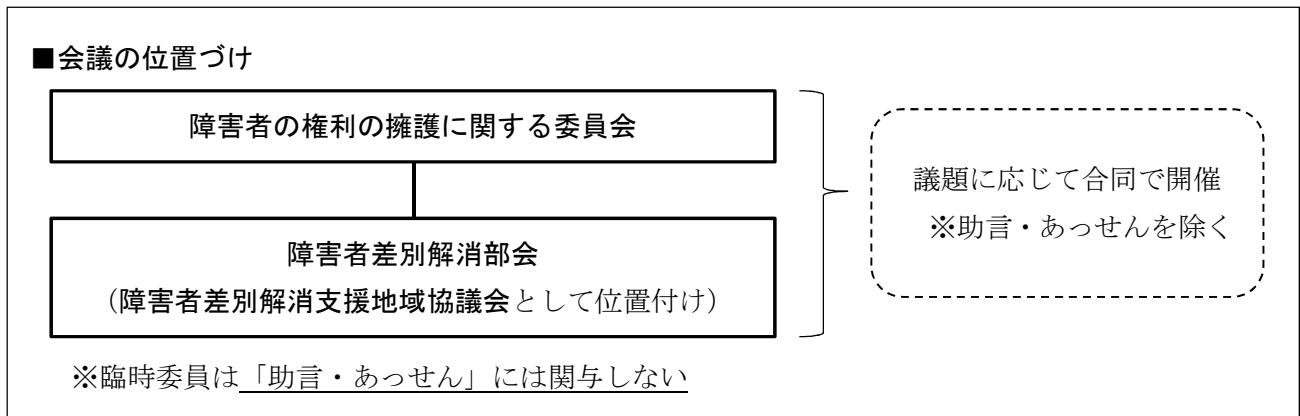


## 平成30年度障害者の権利の擁護に関する委員会及び 障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）の運営について

### 1 平成30年度の委員会の運営

障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）を合同で開催する。

ただし、臨時委員は、ノーマライゼーション条例第10条から第14条に規定する差別事案の助言あっせん等に関する調査審議を行う場合には会議に参加しない。



### 2 障害を理由とする差別に関する課題とテーマ

これまでの障害者の権利の擁護に関する委員会（内閣府モデル事業含む）において指摘された障害を理由とする差別の解消に関する課題は主に以下の三点。

- ①周知に関すること（市民、障害者、事業者）
- ②相談しやすい環境づくり
- ③本人の意思尊重

平成29年度までは、障害を理由とする差別の解消に関するパンフレットの作成・配布等によって、事業者等への周知啓発を図った。

今年度は、昨年までのパンフレットの配布に加え、市内福祉サービス事業所に対する研修の実施や合理的配慮の好事例の収集などを実施し、引き続き周知に力を入れて取り組む予定。

### 3 平成30年度会議開催予定

- ① 第3回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）

日時：平成30年6月26日（火）14時～16時

会場：ときわ会館5階 502会議室

- ② 第4回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）

日時：平成31年1月29日（火）14時～16時

会場：未定